

## 令和3年度 東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金募集要領

市では、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用リチウムイオン蓄電池（以下「対象設備」という。）の普及を促進することにより、民生家庭部門における地球温暖化防止を推進するため、対象設備の設置費用の一部を補助します。

### 1. 補助対象者

補助金申請の資格を有する者は、次のすべての要件を満たす者とします。

#### 【補助対象者】

No.	要件
①	自らが居住している市内の住宅（店舗等と併用している場合を含む。以下同じ。）に対象設備を設置し、又は市内の対象設備付き住宅（未入居の新築物件に限る。）を購入し自ら居住している個人であること。
②	補助対象者が対象設備を購入し所有すること。
③	・太陽光発電システムについては、電力会社との電力受給開始日が令和3年3月1日以降であること。 ・家庭用燃料電池システム（エネファーム）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び家庭用リチウムイオン蓄電池については、設置・引渡し日が令和3年3月1日以降であること。
④	補助金申請時において、市税を滞納していないこと（延滞金も滞納に含まれます）。
⑤	過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けていないこと。
⑥	暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
⑦	補助を受けたものは再生可能エネルギー等の使用状況等に関する実績報告書を提出すること（設置してから1年後）。

※設置・引渡し日：家庭用燃料電池システム（エネファーム）は保証登録カードの日付、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び家庭用リチウムイオン蓄電池は販売・設置完了証明書の設置・引渡し年月日をいいます。

※暴力団員等に該当するかどうかについては調査します。

### 2. 補助対象事業

補助対象事業は、未使用品であり、交付申請時において、次に掲げる対象設備を住宅に設置する事業とします。（各対象設備は、1世帯あたり1台限りとする。）

対象設備	対象設備要件
太陽光発電システム	① 電力会社の低圧配電線と逆流有りで連系され、発電した電気が住宅として使用する部分で消費されていること。 ② 経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の基準を満たしていること。
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	一般社団法人 燃料電池普及促進協会で指定された機器であること。

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	① ECHONET Lite規格に対応していること。 ② 住宅で使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。 ③ 上記①又は②の同等以上と判断できるもの。
家庭用リチウムイオン蓄電池	一般社団法人 環境共創イニシアチブ【S I I】で過去に実施された定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業、住宅省エネリノベーション促進事業費補助金に係る補助事業、又はネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）支援事業に新たに登録されたもの。

※太陽光発電システムの発電出力については、電力受給契約の受給最大電力の値とする。

※家庭用リチウムイオン蓄電池の蓄電容量については、S I Iの値とする。

※対象設備については、ウェブサイト等で必ず確認してください。

※太陽光発電システムについては、「全量買取制度」は補助対象外となります。

### 3. 補助対象経費・補助金額・件数・予算額

補助金の対象となる経費及び補助金額（複数の対象設備を設置した場合は合計額）、件数、予算額は次のとおりとします。

#### 【補助対象経費・補助金額・件数・予算額】

対象設備	対象経費	補助金額	件数	予算額
太陽光発電システム	① 本体・付属機器購入費 ② 設置工事費	上限 8 万円 (2 万円/kw×4kw まで)	約 140 件	1,120 万円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）		上限 4 万円	約 200 件	800 万円
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）		上限 1 万円	約 40 件	40 万円
家庭用リチウムイオン蓄電池		上限 9 万円 (1.5 万円/kwh×6kwh まで)	約 80 件	720 万円

※補助対象経費の2分の1（ただし、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）は4分の1）が上限額を下回った場合は、その金額が補助金額となります。

※補助金額は千円未満切り捨てです。

※各対象設備につき予算額に達したときは、その時点で新たな申請は受け付けません。

ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- 国や他の地方自治体の補助金、寄附金その他の収入
- 消費税及び地方消費税

### 4. 募集期間及び申請書類の提出先

#### (1) 募集期間

令和3年6月1日（火）～令和4年2月28日（月）

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和3年12月29日から令和4年1月3日）を除きます。また、受付については、9時から17時半まで先着順で行い、募集期間内であ

っても、予算額に到達次第、終了します。なお、多数の申請者が来庁された場合は、受付に時間を要しますので、整理券を配布して順に対応させていただくことがあります。

※書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

※募集期間については、申請状況や事務処理期間を考慮し変更する場合があります。

## (2) 提出方法

対象設備の設置後、申請書類を必ず持参してください。(郵送、FAX、電子メール等不可。)

※申請できる台数は一世帯につき各種一台限りとします。

※販売業者が手続きを代行する場合は、1回の受付で提出できる申請は5件までとします。なお、代行したことによる事故等について、市は一切の責任を負いかねます。

## (3) 提出先

東大阪市荒本北一丁目1番1号 市役所総合庁舎15階 環境部 環境企画課

※近鉄荒本駅下車、徒歩5分

## 5. 提出書類

提出していただく書類は、次のとおりとします。

### 【申請書類】

対象設備	必要書類
共通	東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
	事業実績書(別紙1)
	暴力団員等調査同意書(別紙2)
	暴力団員等の排除に関する誓約書(別紙3)
	対象設備の設置に係る領収書の写し(レシート不可、内訳を確認できるもの)
	申請者及び申請者と同一世帯に属する者に係る住民票の写し(発行後3か月以内の続柄の記載がある世帯全員のもので、記載住所は対象設備の設置住所と同一のこと)
	市税の滞納がない証明書
	対象設備を設置する住宅の所有者が申請者以外に存在する場合は、その者の対象設備設置承諾書(別紙4)
	東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付請求書(様式第5号) 振込口座がわかるもの(通帳の写し等)
	東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請チェックシート
	東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金事前アンケート
	申請書類一式の写し、 <b>84円切手</b>
東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請等手続代行届出書(様式第7号) ※申請の手続きを対象設備の販売業者に代行する場合	
太陽光発電システム	電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し (「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」) 設置状況を示すカラー写真(太陽電池モジュール及び設置された住宅全体を確認できるもの)

家庭用燃料電池システム（エネファーム）	保証書及び保証登録カードの写し
	設置状況を示すカラー写真（システム全体及び品名番号を確認できるもの）
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	保証書の写し
	販売・設置完了証明書（別紙6）
	設置状況を示すカラー写真（主要機器及び稼動中のモニターを確認できるもの）
	仕様が確認できる書類（カタログ、パンフレット等）
家庭用リチウムイオン蓄電池	保証書の写し
	販売・設置完了証明書（別紙6）
	設置状況を示すカラー写真（システム全体及びパッケージ型番を確認できるもの）

※申請書類については、環境企画課で受け取るか、環境企画課ウェブサイトからダウンロードしてください。また、郵送を希望の方は、住所、氏名を記入し、210円分の切手を貼った返信用封筒（角2：A4サイズが入るもの）を同封のうえ、環境企画課までご請求ください。

※申請書類の日付については空欄をお願いします。

※市税の滞納がない証明書は申請書類の「税務証明の交付申請書」を記入し、納税課の窓口（市役所総合庁舎3階）に提出し、発行してください。発行には本人確認書類が必要です。本人が来られない場合は委任状と窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。（発行にかかる料金は300円です。）

## 6. 補助金の交付決定

申請内容を審査したうえで、補助金の交付の可否及び金額を決定し、「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」又は「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）」により通知します。

※交付決定に当たっては、必要に応じ条件を付すことがありますので、当該内容により難いときには、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付申請取り下げ書（様式第4号）」を提出することができます。

## 7. 交付決定の取り消し及び補助金の返還

虚偽、不正、暴力団員等に該当、交付要綱・募集要領に違反等があった場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることがあります。

## 8. 実績報告等の提出義務

「再生可能エネルギー等の使用状況等に関する実績報告書（別紙5）」の提出が補助金交付の条件となります。実績報告書の提出がない場合、補助金を返還してもらう場合があります。また、実績報告書については、対象設備を設置した翌月分から記載し、1年間の記録が終了したのち、3か月以内に提出してください。地球温暖化防止に関する取組へのご協力をお願いします。

※郵送、FAX、電子メール等可

## 9. 管理及び処分の制限

対象設備の設置後5年以内に市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供することはできません。

なお、やむを得ず期間内に処分する場合は、あらかじめ「財産処分届出書（様式第6号）」を市長に提出し、その承認を受けてください。

## 10. 留意点

### (1) 筆記用具

フリクションペン等の摩擦熱で筆跡を無色にすることができる筆記用具を使用しないで下さい。

### (2) 申請書類に使用する印鑑

印鑑は認印で構いませんが、スタンプ印（シャチハタ等）は使用しないでください。また、全ての申請書類について、同一の印鑑を使用してください。

### (3) 内容の訂正方法

二重線で抹消し、申請書類で使用した印鑑を訂正印として押印してください。なお、修正液や修正テープ等で訂正しないでください。

### (4) 振込口座

申請者本人の名義に限ります。

## 11. 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 環境部 環境企画課

TEL：06-4309-3198 FAX：06-4309-3829

E-mail：kankyokikaku@city.higashiosaka.lg.jp

# 補助金交付手続きの流れ

